

令和2年7月14日

多様なモビリティ導入支援事業費補助金（電動アシスト自転車安全対策・普及推進事業）
交付規程 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改定後	改定前
第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和3年 <u>2月5日</u> のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を事務局に提出しなければならない。	第13条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和3年 <u>1月22日</u> のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を事務局に提出しなければならない。

以上